

グローバルビジネスと人権:  
**ESG 仲裁の展開:**  
**国際仲裁における新たな潮流**

2026年3月  
One Asia Lawyers Group  
コンプライアンス・ニューズレター  
アジア ESG/SDGs プラクティスグループ

1. はじめに
2. ESG 概念の拡大と法的紛争の増加
3. ESG 紛争の制度的背景 — 規制の強化と契約化
4. ESG 関連仲裁の主な紛争類型
5. ESG 紛争が仲裁制度に与える影響
6. エネルギー転換と ESG 仲裁
7. ESG 仲裁の将来
8. 結論

## 1 はじめに

日本では、\*\*UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration (国際商事仲裁モデル法)\*\*に準拠した仲裁法制が整備されてきたにもかかわらず、実務における仲裁の利用は依然として限定的であると指摘されている。国内企業の多くは依然として裁判を主要な紛争解決手段として利用しており、日本は国際仲裁の主要な拠点と比較すると利用実績の面で大きな差がある。

しかし国際的に見ると、仲裁はすでに越境的な商取引における主要な紛争解決手段として確固たる地位を築いている。とりわけアジア地域では、シンガポールや香港を中心に仲裁制度の整備が進み、国際仲裁の利用は着実に拡大している。日本企業は広範なサプライチェーンを基盤とする越境的な製造・投資活動を展開しており、アジアを含む多くの地域で事業を行っている。このような国際的な企業活動の拡大に伴い、環境問題や人権問題などをめぐる紛争が発生する可能性も高まっている。

こうした紛争は国境を越える企業活動と密接に結びつくため、国家裁判所ではなく仲裁によって解決されるケースが今後さらに増加していくと考えられる。

## 2 ESG 概念の拡大と法的紛争の増加

このような状況の中で、近年特に注目を集めているのが\*\*ESG (Environmental, Social and Governance)\*\*に関連する紛争である。

ESG はもともと、企業の持続可能性や社会的責任を評価するための概念として、金融・投資分野において発展してきた。投資家は環境配慮、社会的責任、企業統治の質などを考慮して投資判断を行うようになり、ESG 評価は企業価値の重要な指標の一つとなっている。

しかし近年では、ESG は単なる投資評価指標にとどまらず、企業の法的義務や契約上の義務として制度化されつつある。とりわけ欧州連合 (EU) を中心として、企業のサプライチェーンにおける人権デューデリジェンス、環境リスク管理、気候関連情報開示などを義務づける規制が急速に整備されている。こうした規制は企業の内部統治だけでなく、国際取引契約や投資契約の内容にも影響を及ぼしている。

その結果、ESG をめぐる問題は単なる企業評価の問題ではなく、具体的な法的紛争として顕在化するケースが増えており、国際仲裁の分野においても急速に重要性を増している。

### 3 ESG 紛争の制度的背景 — 規制の強化と契約化

ESG 関連紛争が増加している背景には、ESG が倫理的な指針から法的・契約的義務へと変化しているという構造的な変化がある。

特に欧州では、企業のサプライチェーンにおける人権侵害や環境破壊を防止するための規制が急速に整備されている。代表的な例としては以下のような制度が挙げられる。

#### 企業サステナビリティ・デューデリジェンス規則（CSDDD）

##### サステナビリティ情報開示規則

##### 気候関連財務情報開示（TCFD）への対応

これらの規制の影響により、企業は環境保護、人権尊重、コーポレートガバナンスに関する義務を契約条項として明確に規定するようになってきている。国際取引契約やサプライチェーン契約においても、ESG 条項が組み込まれるケースが増加しており、その履行をめぐる紛争が仲裁に付託される事例が増えている。

### 4 ESG 関連仲裁の主な紛争類型

ESG 関連仲裁の紛争は、大きく三つの類型に分けることができる。

#### (1) 環境・気候変動をめぐる投資紛争

第一の類型は、環境政策や気候変動対策に関連する投資紛争である。

近年、多くの国が脱炭素政策や再生可能エネルギー政策を強化しており、これに伴ってエネルギー開発や資源開発に関する投資案件にも大きな影響が生じている。例えば、鉱山開発やエネルギー開発の許認可が環境政策の変更によって取り消された場合、外国投資家が投資協定に基づき国家を仲裁に付託するケースがある。

こうした紛争は、投資家の権利保護と環境政策とのバランスという問題を中心に展開されている。

#### (2) 契約上の ESG 義務をめぐる企業間紛争

第二の類型は、企業間契約における ESG 義務に関する紛争である。

ESG 条項は現在、多くの国際契約に組み込まれており、特に以下のような契約で重要な役割を果たしている。

##### サプライチェーン契約

##### M&A 契約

##### 投資契約

##### 長期供給契約

例えば、企業買収契約において対象企業が特定の環境基準や労働基準を満たしていないことが判明した場合、買主が契約違反を主張して仲裁を開始する可能性がある。また、サプライチェーンにおける人権侵害や環境破壊が契約上の ESG 保証条項に違反するかどうか争われるケースもある。

ある調査では、企業の約 42% が契約上の ESG 紛争を経験していると報告されており、この分野の紛争はすでに多くの産業で発生している。

#### (3) グリーンウォッシングと ESG 情報開示紛争

第三の類型は、グリーンウォッシングや ESG 情報開示に関する紛争である。

企業が自社の環境対応や社会的取り組みを実際以上に持続可能であるかのように表示した場合、投資家や取引相手がこれを誤表示や詐欺的表示として争う可能性がある。この種の紛争

は現在のところ訴訟として提起されるケースが多いが、契約関係に基づく紛争であれば仲裁に付される可能性も高い。

ESG 情報開示に関する規制は世界的に強化されており、この分野の紛争は今後さらに増加すると予想されている。

## 5 ESG 紛争が仲裁制度に与える影響

ESG 紛争の増加は、仲裁制度そのものにも影響を与えている。

仲裁が ESG 紛争のフォーラムとして注目される理由として、以下の特徴が挙げられる。

第一に、非公開性である。

ESG 問題は社会的関心が高く、公開訴訟では企業のブランドや評判に重大な影響を与える可能性がある。仲裁は通常非公開で行われるため、企業にとって評判リスクを抑えながら紛争を解決できるという利点がある。

第二に、国際的執行力である。

仲裁判断はニューヨーク条約により多くの国で執行可能であり、多国籍企業が関与する ESG 紛争において大きな意味を持つ。

第三に、手続の柔軟性である。

ESG 紛争では環境科学、サステナビリティ評価、人権問題など専門的知識が必要となる場合が多い。仲裁手続では専門家証人や専門仲裁人を柔軟に活用することが可能である。

## 6 エネルギー転換と ESG 仲裁

ESG 関連仲裁は、特に\*\*エネルギー転換（energy transition）\*\*と密接に結びついている。再生可能エネルギー政策、炭素規制、化石燃料プロジェクトの停止などは、多くの投資紛争を引き起こしている。エネルギーインフラや建設プロジェクトは国際仲裁における主要な紛争源であり、ある統計によれば、建設およびエネルギー分野は\*\*ICC 仲裁の新規案件の約 45%\*\*を占めている。

気候変動政策や ESG 規制の強化は、これらの分野における紛争をさらに増加させる要因となっている。

## 7 ESG 仲裁の将来

現在のところ、ESG 紛争の多くは既存の仲裁制度の枠組みの中で処理されている。しかし今後は、ESG 紛争に特化した仲裁制度やガイドラインの整備が進む可能性がある。仲裁機関や国際機関は以下のような取り組みを検討している。

ESG 条項を含む契約モデルの整備

サステナビリティ関連紛争に対応する手続ルール

ESG 専門家のパネル形成

サプライチェーン紛争への対応枠組み

また、企業の人権責任や環境責任に関する国際規範の発展に伴い、仲裁は国家裁判所と並ぶ重要な紛争解決フォーラムとして機能する可能性が高まっている。

## 8 結論

ESG をめぐる問題は、従来の企業倫理や投資評価の枠組みを超え、法的義務と契約責任を伴う新しい紛争領域として急速に発展している。とりわけサプライチェーン規制、気候政策、ESG 情報開示の強化は、企業活動と密接に結びつく形で新たな紛争を生み出している。

このような紛争は国境を越えて発生するため、国際的な執行力と手続的柔軟性を有する仲裁が重要な紛争解決手段として位置づけられつつある。ESG 関連仲裁はまだ発展途上の分野ではあるものの、国際投資、エネルギー転換、サプライチェーン管理など多様な領域と結びついており、今後の国際仲裁実務において中心的なテーマの一つとなる可能性が高い。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

◆ アジア ESG/SDGs プラクティスグループ ◆

One Asia Lawyers は、ESG・SDGs と人権 DD に関して、東南アジア・南アジア・オセアニアなどの海外においても、各国の法律実務に精通した専門家が、現地に根付いたプラクティカルなアドバイス提供およびニュースレター、セミナーなどを通じて情報発信を行っています。ESG・SDGs・人権 DD に関連してご相談がございましたら、以下の各弁護士までお気軽にお問い合わせください。

<著者/アジア ESG/SDGs プラクティスグループ>



齋藤 彰

One Asia Lawyers Group 顧問

弁護士・神戸大学名誉教授・CEDR 認定調停人

大手海運会社で北米・紅海・欧州向けの自動車専用船の運行管理を経験したのち、研究者への転身を決意。神戸大学法学研究科で比較契約法・国際取引法・国際 ADR 等の教育研究に従事し、学生の国際模擬仲裁大会参加等を促進することにより、法律学のグローバル化に努めてきた。また法科大学院生の海外インターンシップ制度や英語による LL.M.プログラムの創設を主導した。その間に、ICC 仲裁及び調停の実務にも従事し、英国を代表する ADR 機関である CEDR の調停スキルトレーニング (CEDR MST) の日本での初の実施に尽力した。2018 年から One Asia Lawyers の顧問に就任し、実務・教育・研究の架橋に勤めてきた。ビジネスと人権及び海外腐敗慣行防止に向けた規律枠組みの最新動向の調査研究にも取り組んでいる。

[akira.saito@oneasia.legal](mailto:akira.saito@oneasia.legal)



難波 泰明

弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士アジア ESG/SDGs プラクティスグループ リーダー

国内の中小企業から上場企業まで幅広い業種の企業の、人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理案件などの企業法務全般を取り扱う。個人の顧客に対しては、労働紛争、交通事故、離婚、相続等の一般民事事件から、インターネット投稿の発信者情報開示、裁判員裁判を含む刑事事件まで幅広く対応。その他、建築瑕疵、追加請負代金請求などの建築紛争、マンション管理に関する理事会、区分所有者からの相談や紛争案件も対応。行政関係では、大阪市債権管理回収アドバイザーを務めるなど、自治体からの債権管理回収に関する個別の相談、研修を担当。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞するなど、自治体実務、監査業務にも精通している。

yasuaki.nanba@oneasia.legal  
06-6311-1010



佐野 和樹

One Asia Lawyers パートナー弁護士（日本法）

ミャンマー・マレーシア統括

アジアESG/SDGsプラクティスグループ

2013年よりタイで、主に進出支援・登記申請代行・リーガルサポート等を行う M&A Advisory Co., Ltd. で3年間勤務。2016年の One Asia Lawyers 設立時に参画し、ミャンマー事務所・マレーシア事務所にて執務を行う。2019年にミャンマー人と結婚し、現在はミャンマーに居住しながらミャンマー・マレーシア統括責任者として、アジア法務全般のアドバイスを提供している。

kazuki.sano@oneasia.legal